

船舶設備規程等解説

この解説には、以下のものが含まれています。

- ◎船舶設備規程(昭和9年2月1日通信省令第6号)
- ◎船舶設備規程第2条第2項の区域を定める告示(平成7年7月29日 運輸省告示第445号)
- ◎船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示(平成10年7月1日 運輸省告示第337号)
- ◎船舶設備規程第115条の28の安全航行設備の基準を定める告示(平成16年12月23日 国土交通省告示第1548号)
- ◎船舶の脱出設備の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第510号)
- ◎船舶の操舵の設備の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第511号)
- ◎航海用具の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第512号)
- ◎船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第2条第9項の機能等を定める告示(平成18年3月31日 国土交通省告示第460号)
- ◎船舶設備規程第311条の22第1項第3号の無線電信等を定める告示(平成4年1月28日運輸省告示第52号)
- ◎ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備の基準を定める告示(平成14年6月25日国土交通省告示第513号)
- ◎船舶設備規程第288条第1項の動力ビルジポンプを定める告示(平成20年12月12日国土交通省告示第1459号)
- ◎船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示(平成26年6月2日国土交通省告示第654号)

条	船舶設備規程	告 示	解 説
	船舶設備規程左ノ通定ム 第1編 総則 第2編 居住、衛生及非常用設備 第1章 旅客室 第2章 旅客定員 第3章 旅客ニ関スル設備 第4章 船員に関する設備 第1節 通則 第2節 船員室 第3節 居住諸室等 第4節 衛生諸室 第5節 操舵室、機関区域等 第5章 衛生設備 第6章 脱出設備その他の非常用設備 第3編 操舵、係船及び揚錨の設備並びに航海用具 第1章 係船及び揚錨の設備 第2章 操舵の設備 第3章 航海用具 第4編 特殊貨物ノ積附設備 第1章 危険物ノ積附設備 第2章 ばら積み固体貨物の積付設備 第3章 削除 第4章 其ノ他ノ特殊貨物ノ積附設備 第5編 荷役その他の作業の設備 第1章 揚貨装置 第2章 遠隔荷役装置等 第3章 潜水設備 第6編 電気設備 第1章 総則 第2章 発電及び変電設備 第1節 通則 第2節 発電機 第3節 蓄電池 第4節 変圧器 第3章 配電設備 第1節 配電盤 第2節 配電器具		

	<p>第4章 電路 第1節 電線 第2節 配電工事 第3節 接地 第5章 電気利用設備 第1節 照明設備 第2節 動力設備 第3節 電熱設備 第4節 通信及び信号設備 第6章 非常電源等 第7章 引火性液体を運送する船舶の電気設備 第8章 ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備 第7編 特殊設備 第1章 昇降設備 第2章 焼却設備 第3章 コンテナ設備 第4章 その他の特殊設備 第8編 無線電信等 第9編 雑則 附則</p>		
<p>第1条</p>	<p>第1編 総則</p> <p>(総トン数) この省令を適用する場合における総トン数は、船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号)第66条の2の総トン数とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第97条第4項の規定を適用する場合における総トン数は、船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号。以下「トン数法」という。)第5条第1項の総トン数とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず第144条、第146条の12から第146条の16まで、第146条の20から第146条の27まで、第146条の29から第146条の30まで、第146条の43及び第146条の49の規定を適用する場合における総トン数は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数とする。</p> <p>1 トン数法第8条第1項の国際トン数証書又は同条第7項の国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶 トン数法第4条第1項の国際総トン数</p> <p>2 前号に掲げる日本船舶以外の日本船舶 トン数法第5条第1項の総トン数</p> <p>3 日本船舶以外の船舶であって、我が国が締結した国際協定等によりその受有するトン数の測度に関する証書に記載されたトン数がトン数法第5条第1項の総トン数と同一の効力を有することとされているもの(1969年の船舶のトン数の測度に関する国際条約に基づいて交付された国際トン数証書に相当する書面その他の国際総トン数を記載した書面を受有する船舶を除く。) 同項の総トン数と同一の効力を有することとされた総トン数</p> <p>4 日本船舶以外の船舶で前号に掲げる船舶以外のもの トン数法第4条第1項の国際総トン数</p>		<p>第1編 総則</p> <p>(総トン数) 1.2(a) 非国際現存漁船についての総トン数の取り扱いについては、平成6年運輸省令第45号による改正により、非国際漁船であっても国際トン数をもっている場合は国際トン数で適用することとなっている。(現存船の取り扱いについては、今般の改正附則第2条第1項の規定により、平成6年における現存船についてなお従前の例によることとされているものを含めて、なお従前の例によることとする。)</p>
<p>第2条</p>	<p>(定義) この省令において「外洋航行船」とは、国際航海(船舶安全法施行規則第1条第1項の国際航海をいう。以下同じ。)に従事する船舶(総トン数500トン未満の船舶であって旅客船以外のもの及び総トン数500トン以上の漁船(船舶安全法施行規則第1条第2項第1号の船舶に限る。以下同じ。)を除く。)及び国際航海に従事しない船舶であって遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの(総トン数500トン未満の船舶であって旅客船以外のものを除く。)をいう。</p>	<p>船舶設備規程第2条第2項の区域を定める告示(平成7年7月29日運輸省告示第445号))</p>	

	<p>2 この省令において「限定近海貨物船」とは、国際航海に従事しない船舶（旅客船を除く。）であつて近海区域を航行区域とするものうち告示で定める本邦の周辺の区域のみを航行するものをいう。</p> <p>3 この省令において「2時間限定沿海船等」とは、沿海区域を航行区域とする船舶であつて平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域のみを航行するもの（以下「2時間限定沿海船」という。）及び平水区域を航行区域とする船舶をいう。</p> <p>4 この省令において「ロールオン・ロールオフ旅客船」とは、ロールオン・ロールオフ貨物区域（船舶防火構造規則（昭和55年運輸省令第11号）第2条第17号の2のロールオン・ロールオフ貨物区域をいう。以下同じ。）又は車両区域（同条第18号の車両区域をいう。以下同じ。）を有する旅客船をいう。</p> <p>5 この省令において「内航ロールオン・ロールオフ旅客船」とは、国際航海に従事しないロールオン・ロールオフ旅客船であつて沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数1000トン以上のものをいう。</p>	<p>船舶設備規程第2条第2項の告示で定める区域は、北海道落石岬灯台から東京都八丈島東端から90度20海里の地点まで引いた線、同地点から同島南端から180度20海里の地点まで引いた線、同地点から北緯32度58分13秒東経137度5分50秒の地点まで引いた線、同地点から北緯32度11分13秒東経134度51分13秒の地点まで引いた線、同地点から沖縄県南端から180度20海里の地点まで引いた線、同地点から同島西端から270度20海里の地点まで引いた線、同地点から北緯32度46分12秒東経128度11分52秒の地点まで引いた線、同地点から北緯36度37分11秒東経133度2分50秒の地点まで引いた線、同地点から北緯37度57分10秒東経136度31分49秒の地点まで引いた線、同地点から北緯45度31分8秒東経140度51分46秒の地点まで引いた線、同地点から北海道宗谷岬灯台まで引いた線及び陸岸で囲まれた水域並びに沿海区域とする。</p> <p>(附則) この告示は、船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成7年運輸省令第47号)の施行の日から施行する。</p>	
第3条	<p>(同等効力) この省令の規定に適合しない設備であつて管海官庁がこの省令の規定に適合するものと同等以上の効力を有すると認めるものについては、この省令の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによるものとする。</p>		<p>(特殊な設備) 3.0(a) 特殊な設備については、資料を添えて、海事局検査測度課長まで伺い出ること。</p>
第4条	<p>(特殊な船舶) 潜水船その他管海官庁がこの省令の規定を適用することがその構造上困難であると認める船舶については、この省令の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによるものとする。</p>		<p>(特殊な船舶) 4.0(a) 次に掲げる船舶は、特殊な船舶として取り扱い、これらの設備については、資料を添えて、海事局検査測度課長まで伺い出ること。ただし、(3)の場合にあつては、伺い出を要しない。</p> <p>(1) 水上用エアクション艇 (2) 新技術開発のために使用される新型式の船舶 (3) 例外的状況(例えば、回航、遭難船員の引取り等) において単一の航海に従事する船舶</p> <p>(b) 総トン数5トン未満の船舶(水中翼船を除く。)であつて、沿海区域のうち平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域又は平水区域を航行区域とする船舶については、航路の状況、用途等を勘案して航行の安全を確保できると認められるものに限る。小安則に定めるところまでしん酌して差し支えない。</p> <p>(c) 海上衝突予防法施行規則(昭和52年運輸省令第19号)第23条の規定により特例を認められた船舶については、相当と認められる場合には、当該特例に係る事項については、特殊な船舶として当該特例によることとする。</p> <p>(d) 海上衝突予防法(昭和52年法律第62号)が適用されない湖川(航洋船が航行しない水域)のみを航行する船舶に備える灯火、汽笛及び号鐘については、当該船舶が航行する水域の交通量、水域の大きさ等を考慮して管海官庁が相当と認める設備とすることとして差し支えない。ただし、この場合にあつても、最低限次に掲げる基準によること。</p> <p>(1) 夜間航行する船舶には、白灯1個を備えること。 (2) 形象物は、備えることを要しない。 (3) 汽笛に代えて、いわゆるトランペット型ホーン、サイレン等の適当な音響信号装置を備えることとして差し支えない。 (4) 号鐘は、備えることを要しない。</p> <p>(e) 結合して一体となつて押し、又は押される船舶については、船灯及び形象物に係る規定の適用に当たっては、これを特殊な船舶として次のように取り扱うこと。</p> <p>(1) 当該船舶について、設備規程の規定に適合するように船灯及び形象物が備え付けられていること。 (2) 他の船舶と結合して一体となったときに使用する船灯又は形象物は、結合して一体となった全体を1隻の汽船として設備規程</p>

			<p>の規定を適用したときに十分なものであること。</p> <p>(f) 木船については、錨、錨鎖及び索類の備付けに係る規定の適用に当たっては、これを特殊な船舶として取り扱い、船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令(平成10年3月31日運輸省令第18号)による改正前の設備規程の規定によること。ただし、この場合においては、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(1) 大錨の数量は2個として差し支えない。</p> <p>(2) 中錨は備え付けることを要しない。</p> <p>(3) 錨鎖の長さ及び径並びに索類の本数、長さ及び強度は、改正前の規定における「木船の艀装数」の左隣の欄の「鋼船の艀装数」を現行規定における「船舶の艀装数」として取り扱うことにより、決定すること。</p> <p>(g) 高速船その他構造が特殊な船舶であって、錨、錨鎖及び索類の備付けに係る規定の適用を緩和するもの(第132条の規定の適用を受ける船舶を除く。))については、次に掲げる資料を添えて、海事局検査測度課長まで伺い出ること。</p> <p>(1) 一般配置図等の図面</p> <p>(2) 主要寸法、航海喫水、風圧側面積、浸水面積、排水量及び材質等に関する資料</p> <p>(3) 発着港の係船設備等に関する資料</p> <p>(4) 航海しようとする航路、気象海象の状況及び避難港等に関する資料</p> <p>(5) その他の緩和を行う必要性又はその事由に関する資料</p> <p>(h) 浮体式洋上風力発電施設については、特殊な船舶として、国海安第194号(平成24年4月23日)の規定によること。</p>
第5条	(適用免除) 国際航海に従事する船舶であって沿海区域を航行区域とするものについては、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、この省令の規定のうち国際航海に従事する船舶に関する規定(第146条の3、第146条の10の3、第146条の10の4、第146条の34の3、第146条の34の5、第146条の38の2、第146条の38の4、第146条の39、第146条の50、第183条の2第1項、第205条の2、第219条、第301条の2の2及び第8編の規定を除く。)は、適用しない。		
第6条から第78条	削除		